



2007年11月15日

各 位

株式会社 メイテック
代表取締役社長 西本 甲介
東京都港区赤坂8丁目5番26号
(コード番号9744 東証・名証第一部)
(URL <http://www.meitec.co.jp>)
問合せ先 取締役 村山敏彦
(TEL 03-5413-2633 広報部)

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、2007年11月14日付で、下記のとおり有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2007年6月22日付をもって提出した「第34期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項に基づき本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__で表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4)取締役の定員

当社の取締役は22名以内にする旨を定款で定めています。

(5)取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。



(6)取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、経営状況・財産状況、その他の事情に応じて機動的に自己の株式を取得することができるようにするため、会社法第 165 条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第 309 条第2項に定める株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨を定款に定めています。

以上